

再生利用指定制度の手引

(再生輸送業・再生活用業申請用)

港区

令和5年3月

目次

I 再生利用指定制度.....	1
II 指定の対象となる一般廃棄物.....	2
III 指定の基準.....	2
IV 申請の方法.....	3
V 指定手続の流れ.....	4
VI 申請書類.....	6
VII 指定.....	9
VIII 指定後の手続.....	9
VIII 指定の取消し.....	13
IX 遵守事項.....	14
X その他.....	15

* 本手引における用語は以下のとおりとする。

法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例・・・港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

規則・・・港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

要綱・・・港区再生利用業の指定に関する要綱

再生輸送業者・・・一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者

再生活用業者・・・一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者

I 再生利用指定制度

港区内で一般廃棄物の処理を業として行う場合は、港区長の一般廃棄物処理業の許可（法第7条）が必要となりますが、「再生利用されることが確実であると港区長が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者」であって「港区長の指定を受けた者」は、一般廃棄物処理業の許可が不要となります。

本手引は、この港区長の指定（再生利用業の指定）について、具体的な基準、申請の方法等を規定するものです。

再生利用業の指定には、一般廃棄物の収集運搬を行う者に対して行われる「再生輸送業」の指定と、一般廃棄物の処分を行う者に対して行われる「再生活用業」の指定があります。それぞれ指定を受けようとする者の申請に対して行われ、港区長は申請内容が指定基準に適合しているかを審査し、適合すると認められる場合には、「指定証」を交付します。

<原則として、再生輸送業・再生活用業両方の指定が必要です>

再生輸送業、再生活用業ともに「再生されることが確実」であることが求められることから、廃棄物の発生後、収集運搬、処分までの一体として再生利用目的であることが求められます。

このことから、指定に当たっては、再生利用の目的である廃棄物を再生輸送業者が排出事業者から引き取り、当該廃棄物を再生活用業者が受け入れて処分するという、一連の流れを確認の上指定するものとし、例えば再生輸送業者が、再生活用業の指定のない廃棄物処分業者へ持ち込むような計画の場合には、指定は行わないものとします。

再生利用指定制度を活用して、自社で収集運搬と処分を行う場合には、「再生輸送業」と「再生活用業」の両者の指定を受けた上で実施してください。

II 指定の対象となる一般廃棄物

事業活動に伴って生じた**一般廃棄物（事業系一般廃棄物）**を指定の対象とします。

※法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、条例では、一般廃棄物をさらに「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。

廃棄物…占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

（平成30年3月30日 環循規発第18033028号環境省通知）

産業廃棄物…事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類と、その他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等14種類の計20種類の廃棄物をいう。

一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

家庭廃棄物…一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

事業系一般廃棄物…事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

III 指定の基準

1 再生輸送業の指定基準（要綱第4条第1項）

項番	基準
1	再生利用されることが確実な一般廃棄物（以下「対象一般廃棄物」という。）の排出事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。
2	再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2各号に掲げる基準に適合するもののほか、次に掲げる者が、区長が別に定める講習会を修了していること。 ア 申請者が法人である場合には、その代表者、役員のうち会計参与、監査役及び監事を除く者又は政令第4条の7に規定する使用人（以下「使用人」という。） イ 申請者が個人である場合には、当該申請者又は使用人
3	排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生輸送が営利を目的としないものであること。
4	再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
5	区長が定める一般廃棄物の処理に関する計画に適合するものであること。
6	法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

※項番2の「区長が別に定める講習会」については、「**V 指定手続の流れ**」の「講習会受講」を参照してください。

※再生輸送業の指定をしたのち、本指定基準に該当しなくなった場合には指定取消しの対象となります。

2 再生活用業の指定基準（要綱第4条第2項）

項番	基準
1	対象一般廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。
2	再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4各号に掲げる基準に適合するものであること。
3	提出のあった書類及び図面並びに申請者への聞き取りの内容から、申請者の当該申請に係る施設を適切に運営することが確認できること。
4	次の者が、区長が別に定める講習会を修了していること。 ア 申請者が法人である場合には、その代表者、役員のうち会計参与、監査役及び監事を除く者又は使用人 イ 申請者が個人である場合には、当該申請者又は使用人
5	排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。
6	排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生活用が営利を目的としないものであること。
7	再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
8	排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
9	再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
10	区長が定める一般廃棄物の処理に関する計画に適合するものであること。
11	申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

※項番3に関し、施設を適切に運営することができることを確認するため、必要に応じて申請者以外の方に、施設に関する説明を求めることがあります。

※項番4の「区長が別に定める講習会」については、「**V 指定手続の流れ**」の「講習会受講」を参照してください。

※再生活用業の指定をしたのち、本指定基準に該当しなくなった場合には指定取消しの対象となります。

IV 申請の方法

1 申請受付場所

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所許可指導担当

港区港南三丁目9番59号

品川駅 港南口（東口）から徒歩20分

品川駅 港南口（東口）8番バス乗り場から都バス「品99」で「港南四丁目」バス停下車
徒歩 5分

電 話： 03-3450-8025（直通）

2 申請受付時間

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

申請は、予約制とさせていただきます。あらかじめ上記1の申請受付場所に電話予約の上、ご来庁ください。

3 申請手数料

不要です。

V 指定手続の流れ

一般廃棄物の収集運搬の業を行う場合には「一般廃棄物再生輸送業」の指定、一般廃棄物の処分を行う場合には「一般廃棄物再生活用業」の指定が必要です。「I 再生利用指定制度」でも述べたとおり、原則として両方の指定を受けてください。

※再生活用業の指定申請に当たっては、別途事前に、法第8条・政令第5条の規定に基づく東京都知事の許可を受ける必要があります（該当する場合）。

本指定は、再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集運搬する再生輸送業、及び処分する再生活用業を指定するものであることから、指定に当たっては、「排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者」を特定した上で指定します。

そのため、これらのいずれかが変更となる場合には、「業の変更指定の申請」を行ってください。

また、再生利用の方法が変更となる場合には、「業の変更指定の申請」や「変更届」ではなく、改めて指定申請を行ってください。

事前相談

再生輸送業、再生活用業の指定を希望する場合、指定申請に先立って区にご相談ください。指定申請予定内容が区の一般廃棄物処理計画の内容と齟齬がないかなど確認します。

なお、区は必要に応じて指定申請予定内容の改善等を求めるものとします。

講習会受講

指定申請に先立ち、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を受講してください。再生輸送業、再生活用業とも、指定申請に当たって修了証（写）の添付が必要となります。

申請書類作成

指定申請に必要な書類については、「VI 申請書類」を参照してください。

指定申請の予約

指定申請は、みなとりサイクル清掃事務所で受け付けます。「IV 申請の方法」を参照してください。

申請書類提出

指定を受けようとする日の2月前までに、みなとりサイクル清掃事務所に「VI 申請書類」記載の書類を提出してください。

指定申請は、車両や処理施設など、再生輸送業・再生活用業に必要な施設・設備等が現在にある状態で行ってください。事業に要する施設が建設途中であるなど、実地において確認できない場合には指定申請を受け付けることはできません。

審査

要綱の規定に基づき、「III 指定の基準」に適合しているか審査を行います。

この場合において、再生輸送業の審査に当たっては必要に応じて車両等の確認を行い、再生活用業の審査に当たっては、職員による施設への立入検査を行います。

指定証の交付

区は、指定申請に対して指定することを決定した場合、申請窓口において指定証を交付します。

※ 郵送でのお手続きをご希望の場合は、ご相談ください。

VI 申請書類

提出部数は正副2部です。副本は受理後、申請者に返却します。

- ・申請書類はA4フラットファイルに綴じて提出して下さい。
- ・住民票等の公的な書類は、申請前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・再生輸送業と再生活用業を同時に申請する場合において、内容が同一の書類については、再生輸送業・再生活用業いずれかの申請添付で可とします。

1 再生輸送業の申請書類

	書類	
1	一般廃棄物再生輸送業指定申請書【第1号様式】	
2	個人	住民票の写し（申請前3か月以内に発行されたものに限ります。）
	法人	・定款又は寄附行為の写し ・登記事項証明書（申請前3か月以内に発行されたものに限ります。）
3	印鑑登録証明書（代表者の署名がなく、記名押印による申請の場合。申請前3か月以内に発行されたものに限ります。）	
4	事業計画全体の概要及び事業を行うに当たっての背景・経緯を記載した書類	
5	業務経歴書【第3号様式】	
6	一般廃棄物再生輸送業事業計画書【第4号様式】	
7	取引関係を記載した資料【第5号様式】	
8	再生輸送に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類	
9	事務所及び事業場の案内図	
10	積替え又は保管を行う場合にあつては、	
	・積替え又は保管の用に供する施設に係る書類【第6号様式】 ・事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	
11	器材一覧表【第7号様式】	
12	自動車検査証※1、船舶検査証書及び廃棄物排出登録済証の写し	
13	運搬車両、運搬船の写真（申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。）	
14	土地及び建物の登記事項証明書（申請前3か月以内に発行されたものに限ります。）又は賃貸借契約書の写し等	
15	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類※2	
16	事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類【第8号様式】	
17	個人	・資産に関する調書【第9号様式】

	<ul style="list-style-type: none"> 直近3か年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類にあっては、申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
法人	直近3か年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類にあっては、申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
18	営利目的でないことを説明する書類【第10号様式】
19	生活環境保全上の対策を記載した書類【第11号様式】
20	法第7条第5項第4号イからルまでに掲げる欠格事由に該当しない者である旨の誓約書【第12号様式】
21	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書【第13号様式】
22	その他区長が必要と認める書類及び図面

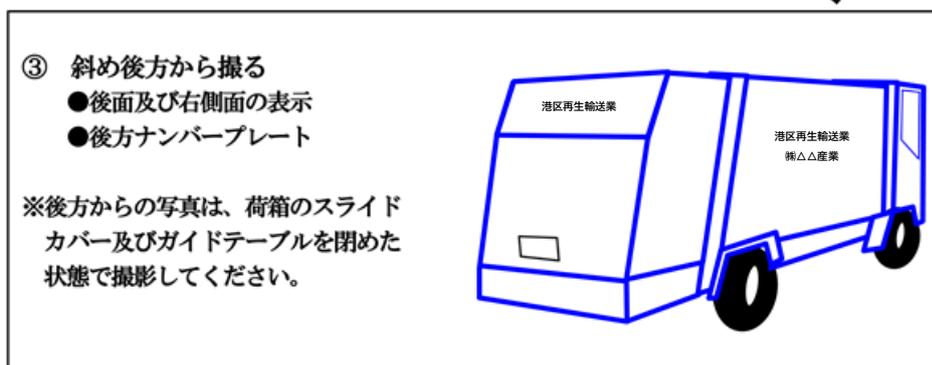
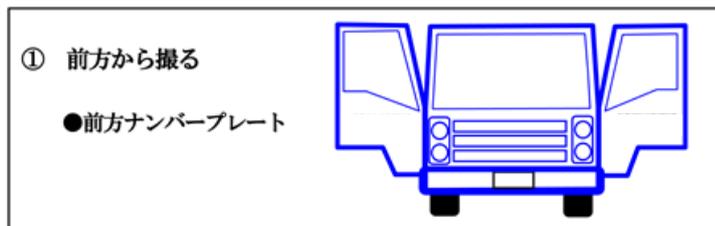
※1 電子車検証の場合には、自動車検査証記録事項を添付してください。

※2 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の修了証を添付してください。

運搬車の写真の撮り方

≪参考撮影例≫

下図は、撮影の一例です。●確認すべき事項が鮮明に写るように工夫して撮影してください。



運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「再生輸送に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかになるように撮影し、プリントしてください。

※光の反射等により表示や車両ナンバーが確認できない場合や印刷機の不良により鮮明に印刷されていない等、確認が困難な場合は受理しないこともあります。

2 再生活用業の申請書類

	書類	
1	一般廃棄物再生活用業指定申請書【第2号様式】	
2	個人	住民票の写し（申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
	法人	・定款又は寄附行為の写し ・登記事項証明書（申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
3	印鑑登録証明書（代表者の署名がなく、記名押印による申請の場合。申請前3か月以内に発行されたものに限る。）	
4	事業計画全体の概要及び事業を行うに当たっての背景・経緯を記載した書類	
5	業務経歴書【第3号様式】	
6	一般廃棄物再生活用業事業計画書【第14号様式】	
7	取引関係を記載した資料【第5号様式】	
8	再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類	
9	事務所及び事業場の案内図	
10	事業の用に供する施設の配置図	
11	一般廃棄物再生活用の用に供する施設【第15号様式】	
12	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	
13	処理施設の写真（申請前3か月以内に撮影されたものに限る。）	
14	土地及び建物の登記事項証明書（申請前3か月以内に発行されたものに限る。）又は賃貸借契約書の写し等	
15	当該施設が法令に基づく許可又は届出対象施設である場合には、その許可証又は受理書の写し※1	
16	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類※2	
17	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類【第8号様式】	

18	個人	・資産に関する調書【第9号様式】 ・直近3か年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類にあっては、申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
	法人	直近3か年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類にあっては、申請前3か月以内に発行されたものに限る。）
19	作業計画書（処理工程を説明する書類）	
20	営利目的でないことを説明する書類【第10号様式】	
21	生活環境保全上の対策を記載した書類【第11号様式】	
22	法第7条第10項第4号に掲げる欠格事由に該当しない者である旨の誓約書【第16号様式】	
23	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書【第13号様式】	
24	その他区長が必要と認める書類及び図面	

※1 法第8条の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置許可証など

※2 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の修了証を添付してください。

なお、再生活用業の審査に当たっては、職員による施設への立入検査を行います。

Ⅶ 指定

1 指定証の交付

申請の内容が基準に適合していると認めるとき、区長は一般廃棄物再生輸送業・一般廃棄物再生活用業の指定を行います。

指定に当たり、生活環境の保全上必要な条件を付する場合があります。

2 指定の期間

指定の期間は、指定日から2年間です。指定の期限後も再生利用業の指定を受けようとする場合、以下に記載のとおり更新の指定を申請する必要があります。

Ⅷ 指定後の手続き

1 講習会の受講

業の指定を受けたのちも、指定期間中、年度ごとに1回、区長が指定する講習会（一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」）を修了してください。更新指定の申請に当たっては、修了証の添付が必要となります。

講習会は、新規の指定申請時と同様、以下の者が受講してください。

- ・指定を受けた者が個人である場合には、当該者又は使用人
- ・指定を受けた者が法人である場合には、その代表者、役員のうち会計参与、監査役及び監事を除く者又は使用人

2 業の更新指定の申請

再生輸送業、再生活用業ともに、指定の期間は、指定日から2年間です。

指定を受けた者が、指定の期限後も継続して再生利用業の指定を受けようとする場合は、期限満了の2月前までに、更新の指定を申請しなければなりません。

更新指定の申請に必要な書類及び図面は、新規指定申請時と同様ですが、その内容に変更がない場合、一部の書類又は図面の添付を省略することができます。

ただし、以下の書類については、提出を省略することはできません。

業の種類	更新申請において必ず提出が必要となる書類
再生輸送業	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物再生輸送業指定申請書【第1号様式】・自動車検査証、船舶検査証書及び廃棄物排出登録済証の写し・事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類【第8号様式】・「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」講習会の受講修了証（写）・法第7条第5項第4号イからルまでに掲げる欠格事由に該当しない者である旨の誓約書【第12号様式】
再生活用業	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物再生活用業指定申請書【第2号様式】・事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類【第8号様式】・法第7条第5項第4号イからルまでに掲げる欠格事由に該当しない者である旨の誓約書【第12号様式】・「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」講習会の受講修了証（写）

※上記以外にも提出を求める場合があります。

指定基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査及び必要に応じて立入検査を行います。

審査の結果、要件を満たしていることが認められたときには指定証を交付します。

なお、更新申請があった場合において、従前の指定に係る期限満了前に当該更新申請に対する指定・不指定の処分がされないときには、期限満了後もその処分がされるまでの間は効力を有します。

3 業の変更指定の申請

指定を受けた者が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、その変更の指定を申請しなければなりません。ただし、事業の一部を廃止する場合はこの限りではありません。

業の種類	変更指定申請が必要な事項	変更指定申請に必要な書類
再生輸送業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱う一般廃棄物の種類 ・ 取引関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物再生輸送業変更指定申請書(第19号様式) ・ 申請書類のうち当該変更に係る部分の書類及び図面 ・ 指定証の写し
再生活用業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱う一般廃棄物の種類 ・ 取引関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物再生活用業変更指定申請書(第20号様式) ・ 申請書類のうち当該変更に係る部分の書類及び図面 ・ 指定証の写し

変更指定申請を承認したときは、新たに指定証を交付します。この場合において、新たな指定証の有効期限は、従前の期限です。

4 変更届

指定を受けた者が次に掲げる事項を変更した場合は、その変更をした日から10日以内に変更届及び添付資料を提出しなければなりません。

業の種類	変更届が必要な事項	変更届に必要な書類
再生輸送業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所及び氏名（法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） ・ 再生利用の目的 ・ 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量 ・ 主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称及び所在地 ・ 従業員の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届（第21号様式） ・ 申請書類のうち当該変更に係る部分の書類及び図面 ・ 指定証の写し
再生活用業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所及び氏名（法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） ・ 再生利用の目的 ・ 主たる事務所以外の事務所並びに事業場の名称及び所在地 ・ 従業員の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届（第22号様式） ・ 申請書類のうち当該変更に係る部分の書類及び図面 ・ 指定証の写し

変更届を受理したときは、新たに指定証を交付します。この場合において、新たな指定証の有効期限は、従前の期限です。

5 廃止届

指定を受けた者が事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に業の廃止届（第23号様式）を提出しなければなりません。なお、廃止届に指定証原本を添付してください。

6 指定証の返納

指定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を返納しなければなりません。

- (1) 業の指定を取り消されたとき
- (2) 業を廃止したとき
- (3) 指定証の有効期間を満了したとき
- (4) 指定証をき損したとき
- (5) 変更指定申請及び変更届により新たに指定証の交付を受けたとき（従前の指定証に限る。）

7 指定証の再交付

指定を受けた者が指定証を紛失し又は毀損したときは、直ちに指定証再交付申請書（第25号様式）を提出し、指定証の再交付を受けなければなりません。

8 帳簿の記載

指定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を一般廃棄物の種類ごとに備えなければなりません。

業の種類	帳簿に記載する事項
再生輸送業	<ul style="list-style-type: none">・ 輸送年月日・ 排出事業者の氏名及び住所（又は名称及び所在地）・ 排出事業者ごとの受託量及び受託料金・ 排出事業者ごとの輸送方法と輸送先の名称及び所在地・ 輸送先ごとの輸送量
再生活用業	<ul style="list-style-type: none">・ 受入年月日・ 排出事業者の氏名及び住所（又は名称及び所在地）・ 排出事業者ごとの受託量及び受託料金・ 排出事業者ごとの再生方法と再生量・ 排出事業者ごとの受入先の名称及び所在地・ 再生後の受入施設ごとの持込量

帳簿は毎月月末で締め、4月1日から3月31日までの1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保管してください。

9 実績報告

指定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における再生輸送又は再生活用の実績に関し、実績報告書を作成し提出しなければなりません。

区は、報告内容から、廃棄物処理実績の確認を行うほか、営利を目的としていないこと、再生品が再生利用の用に供されていることなど、指定の基準の一部が引き続き適合していることも確認します。

業の種類	提出書類
再生輸送業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物再生利用業実績報告書（第26号様式（再生輸送業）） ・収支報告書 ・処理実績をもとに、営利目的でないことを説明する資料
再生活用業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物再生利用業実績報告書（第27号様式（再生活用業）） ・収支報告書 ・処理実績をもとに、営利目的でないことを説明する資料

VIII 指定の取消し

- ・指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消されることがあります。

再生輸送業	「Ⅲ 指定の基準 1 再生輸送業の指定基準」の表中、1～5に規定する基準に該当しなくなった場合
再生活用業	「Ⅲ 指定の基準 2 再生活用業の指定基準」の表中、1～10に規定する基準に該当しなくなった場合

- ・指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定は取り消されます。

再生輸送業	「Ⅲ 指定の基準 1 再生輸送業の指定基準」の表中、6に規定する基準に該当しなくなった場合
再生活用業	「Ⅲ 指定の基準 2 再生活用業の指定基準」の表中、11に規定する基準に該当しなくなった場合

IX 遵守事項

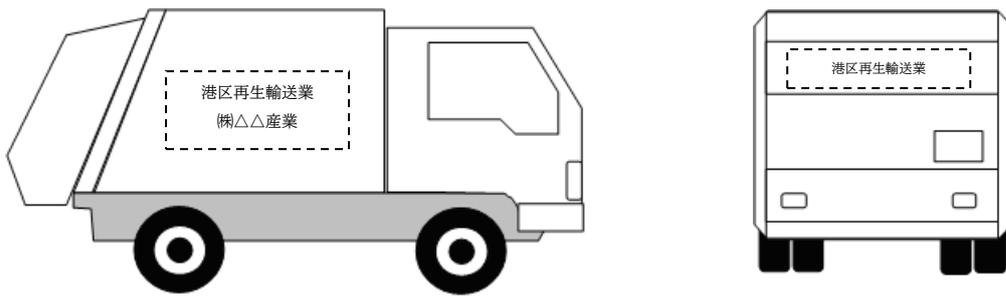
一般廃棄物再生利用業を行うに当たっては、次の事項を遵守してください。

1 再生輸送業者

- ①運搬車の両側面のドア及び荷箱又は荷台の両側面には、次に掲げるすべての事項、後方面には次に掲げる事項のアを表示すること。
ア 一般廃棄物再生輸送業者の氏名（法人にあつては名称）
イ 一般廃棄物再生輸送業者である旨
- ②運搬車には、一般廃棄物再生輸送業にかかわりのない事項を表示しないこと。
- ③運搬車は、作業終了後、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。
- ④運搬車でなくなった車両については、①に定める事項の表示のうち、イを抹消すること。ただし、当該車両を解体する場合は、この限りでない。
- ⑤運搬車以外の車両に①に定める事項の表示のうち、イの表示をしないこと。
- ⑥一般廃棄物の保管・積替えは、原則として行ってはならない。やむを得ない事情により保管・積替えを行う必要が生じた場合には、区と協議するものとする。
- ⑦従業員に、雇用関係を証明する書類（身分証明書など）を常時携帯させること。
- ⑧収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- ⑨運搬車を移動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- ⑩運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- ⑪運搬車への過積載を行わないこと。
- ⑫運搬車の点検及び整備に努めること。（テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等）
- ⑬運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに、清潔の保持に努めること。洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。
- ⑭汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。
- ⑮収集現場で作業する際は、収集車の周辺を往来する人や車の通行に注意を払い、十分な安全確保に努めること。

[表示規格例]

荷箱の文字のサイズ： 縦 10cm × 横 10cm
荷箱の文字の間隔 ： 2 cm
荷箱の字体 ： BIZ UD ゴシック



※車両の表示は、左右両側面いずれも表示起点から右に表示すること。「港区再生輸送業」「(株)△△産業」の表示を、右側面で「業送輸生再区港」「業産△△(株)」とは表示しないこと。
 ※上記は塵芥車の例であるが、他の車種であっても、運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面、車両後方面に表示を入れること。

2 再生輸送業者及び再生活用業者

- ①廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ②再生輸送又は再生活用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③区長が別に定める講習会をすべて受講すること。
- ④区長が指定に際して付した条件を遵守すること。

事故・故障時の対応について

(1) 報告が必要な場合

以下の①～③に該当する場合、区へ報告してください。

車両の事故・故障により

- ①清掃車内等に廃棄物の保管をする場合
- ②廃棄物や汚水などを飛散させた場合
- ③第三者に怪我を負わせた場合や、第三者とトラブルが生じた場合

(2) 報告事項

- ・許可番号及び業者名
- ・車両ナンバー、発生日時及び発生場所
- ・事故・故障等の内容（自走の可否など）
- ・清掃車内等に廃棄物の保管をする場合は、その住所と予定期間

X その他

再生輸送業者・再生活用業者が、法令等で定められた基準にしたがって適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するため、法第19条の規定により、随時、事務所や事業現場に立入検査を行います。

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所許可指導担当

港区港南三丁目9番59号

品川駅 港南口（東口）から徒歩20分

品川駅 港南口（東口）8番バス乗り場から都バス「品99」で「港南四丁目」
バス停下車 徒歩 5分

電 話： 03-3450-8025（直通）